

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月13日（金）第3357号の4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○産業廃棄物処理施設変更許可の申請

（廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 1

告

示

鹿児島県告示第1010号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニッシンエコネット
南さつま市加世田武田14892番地1
代表取締役 下野賢治
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
南さつま市加世田津貫字迫田22番 外
- 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類， ゴムくず， 金属くず， がれき類及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
- 申請年月日
平成29年7月27日
- 縦覧の場所並びに期間及び時間
 - 場所
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課及び南薩地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課並びに南さつま市市民福祉部生活環境課
 - 期間及び時間
平成29年10月13日から同年11月13日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出
 - 提出期限
平成29年11月27日
なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、平成29年11月27日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 許可の申請者の名称
- ウ 生活環境の保全上の見地からの意見